

「東京経済大学図書館資料除籍基準」

0. この「除籍基準」は「東京経済大学図書館図書管理規程」第13条に付加し、館内に於ける除籍事務上の処理基準として定めるものである。
1. 重複購入した資料で、複本措置の必要がなくなったもの
2. 累積版の受入によって、各冊の保存の必要がなくなったもの(月刊の冊子体にかわり年間累積版が発行された場合など)
3. 媒体変換によって、以前の媒体資料に利用価値あるいは史料的価値がなくなったもの(冊子体で刊行されていたものがCD-ROMで刊行される、あるいはオンラインで利用できる場合など)
4. 内容が年を追って逐次又は改版等により改訂され、旧版が利用価値あるいは史料的価値がなくなったもの
5. 内容が今日的な利用の意義を失ったと判断されたもの
6. 電子ジャーナル等において無料(買い切りを含む)で利用可能であり、かつ、出版社又は国立情報学研究所(NII)等の機関においてアーカイブが保障されたもの

付則 この「除籍基準」は図書委員会申し合わせ事項とし、その改廃は図書委員会の議を経て行う。
この「除籍基準」は1997年5月22日から施行する。

付則 この「除籍基準」は2020年6月1日から施行する。

以上